

2016年9月29日

## 森川裁判官の訴訟指揮、判決について抗議します

NHK問題を考える奈良の会

世話人 浅部 禎一

〃 齋藤 紀彦

〃 高桑 次郎

〃 平川 邦昭

NHK受信料裁判（放送受信料請求事件）の被告を支援しているNHK問題を考える奈良の会です。

あなたは、9月23日、NHK受信料請求事件について「被告は、原告に対し、4万3980円支払え」という判決をだされました。判決に至るまでの訴訟指揮及び判決そのものについて強く抗議します。

- ・たった2回の公判で審理を尽くしたと言えるのでしょうか。原告のNHKの言い分に対し被告本人の言い分や十分な反論など、何故、被告側にさせていただけなかったのか。  
争いのある事件で、当事者の同意なく、弁論終結は、極めて異例です。
- ・第1回口頭弁論であなたは、合議体を検討すると言われました。それについての見解表明は、全くないまま結審されました。裁判官の言葉は、そんなに軽いものでよいのでしょうか。
- ・この間、裁判官に対する忌避や弁論再開を求める署名が全国から合計6,000筆余り奈良地裁に届けられました。この声に耳をかさず、被告弁護士が面会を求めても逃げまわって、今回の判決を出されました。
- ・判決は、放送受信料の性格について、原告が提起した「特殊な負担金」論への言及がなされていない欠陥判決です。また、奈良簡易裁判所が本件の移送にあたり言及した事項に何ら答えることのない醜い判決です。

裁判官は、憲法で身分保障、報酬は在任中減額されない、憲法の尊重擁護義務、裁判官は良心に従い独立して職権をおこなう等が定められています。裁判官は、国などの権力機構、強大な組織、大企業などの利益擁護ではなく、人権の最後の砦です。市民の、弱者の権利を擁護する役割があります。今回の事件を深く反省し、二度と、国民の裁判を受ける権利をないがしろにするような、強権的な訴訟指揮、強者に迎合するような判決は行わないよう強く申し述べるべます。

以上